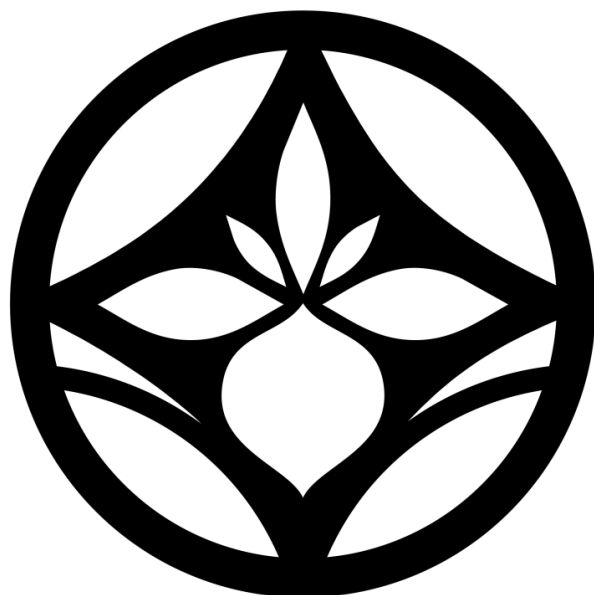


令和2年度

しろがねの進路



群馬県立しろがね特別支援学校

《目 次》

1	令和2年度本校の進路指導に関する日程	1
2	高等部進路決定までの流れ	
	①1年	2
	②2年	3
	③3年	4
3	進路先として想定される主な福祉サービス	5
4	障害福祉サービス利用申込みの主な手続き	
	①通所施設等	6
	②入所施設等	7
5	高等部卒業生の進路状況	8

1 令和2年度本校の進路に関する日程

月	小学部	中学部	高等部1年	高等部2年	高等部3年	進路指導部	
4月						4/14 第1回調整会議 *感染症対策のため中止	
5月						地域総合支援ネットワーク相談会ご案内 *感染症対策のため中止	
6月	保護者との面談						
				第1回校外就業体験希望調査 6/14～			
7月			高等部 校内就業体験の練習 7月上旬		進路説明会	7月上旬 高1年生対象 進路ガイダンス 7/21 第2回調整会議	
					福祉サービス事業所 利用見込調査 7/2～8/17		
8月	地域総合支援ネットワーク個別相談(各地域)						夏季休業中 卒後支援 8/20 職業教育等推進 研修会(職員対象)
9月			第1回校内就業体験・校外就業体験 9/7～9/18				9/30 職業教育等推進 研修会(生徒対象) 「ようこそ先輩」
10月		第1回校内就業体験 10/19～10/23	第2回校外就業体験希望調査 10/1～10/30			福祉サービス事業所 利用申込 市町村受付 9/1～11/6	10月 企業採用担当者 学校見学会
11月						*必要に応じて高3年生臨時校外就業体験	
12月						*必要に応じて高3年生臨時校外就業体験	12/2 第2回調整会議
1月		第2回校内就業体験 ・校外就業体験 1/18～1/22	第2回校内就業体験・校外就業体験 1/14～1/24				
2月			令和3年度第1回校外就業体験 希望調査 2/4～3/5		移行支援会議	2月上旬 移行支援会議(高3年生)	
3月							
その他			※高等部卒業後、就労継続支援B型の利用を希望したい生徒は、校外就業体験中に就労アセスメントを行う必要があります。 ※校外就業体験の実施希望がない場合も、希望アンケート用紙は提出してください。				

* 感染拡大防止のため中止する場合があります。その都度お知らせします。

① 高等部進路決定までの流れ 【1年生】

月	生徒	保護者
4		
5		保護者面談①
6		
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年生進路ガイダンス (1年生生徒及び保護者対象の講演) 7月上旬 ・ 校内就業体験の練習 	
8		家庭訪問 地域総合支援ネットワーク相談会個別相談
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内就業体験 (9月) 	保護者施設見学会 (PTA研修)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業教育等推進研修会 (生徒対象) 	保護者面談②
11	「ようこそ先輩」	
12		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内・校外就業体験 (1月) 	
2	* 校外就業体験は、就労アセスメントを希望する生徒が中心となります。	保護者面談③
3		



* 生徒の校外就業体験先の見学は、必要に応じて随時行います。

② 高等部進路決定までの流れ 【2年生】

月	生徒	保護者
4		
5		保護者面談①
6		
7	・ 校内就業体験の練習	地域総合支援ネットワーク相談会個別相談
8		家庭訪問
9	・ 校内就業体験 ・ 校外就業体験①	保護者施設見学会（PTA研修）
10	・ 職業教育推進研修会 （生徒対象）	
11	「ようこそ先輩」	保護者面談②
12		
1	・ 校内・校外就業体験②	保護者面談③
2		
3		

施設見学
(随時)

施設見学・進路相談
(随時)

③ 高等部進路決定までの流れ【3年生】

月	生徒	保護者
4		
5		
6	・ 校内就業体験の練習 * 一般就労、A型事業	保護者面談①
7	所を希望する生徒は、 就労にかかわる重度判定 を申請します。	「進路説明会」 福祉サービス事業所利用見込調査 * 現時点で第1希望に考えている 事業所に、情報を提供します。
8	* 一般就労、A型事業 所を希望する生徒は、 ハローワークで求職者 登録をします。	「福祉サービス事業利用申請書」を 学校から配付します。(市町村福祉課 にもあります。)
9	・ 校内就業体験 校外就業体験①	地域総合支援ネットワーク相談会個別相談 保護者施設見学会 (PTA研修) 障害福祉サービス利用申請
10	・ 臨時校外就業体験	(各市町村福祉課) * 忘れずに!
11	(臨時)	※臨時の校外就業体験を希望するときは 担任に御連絡ください。その後進路主事 が希望事業所に連絡調整します。
12		保護者面談② 進路先の決定 (12月~1月上旬頃) ※利用申請の提出時に支援区分の認定が 行われます。
1	・ 校外就業体験② (必要な人のみ)	
2		移行支援会議 (学園や学校が主催して行いま す。)
3	※サービス利用開始 * 入社	

* 障害福祉サービス利用申請について

保護者が各居住地の市町村の福祉課に申し込みます。

3 進路として想定される主な福祉サービス

サービス名称	概要	備考
生活介護	日中活動に常時介護が必要な人向けのサービス。食事の提供や入浴サービスの提供、リハビリ訓練や軽作業などを提供。	原則として支援区分「3」以上であることが条件です。 *支援区分の認定は市町村福祉課が利用申請を提出する際に行います。
自立訓練（機能）	主に肢体不自由者を対象に、地域生活移行や就労に向けた生活訓練・リハビリ訓練サービスを提供。	利用期限は原則2年（1年延長可能）です。
自立訓練（生活）	主に知的・精神障害者を対象に、地域生活移行や就労に向けた生活訓練サービスを提供。	
就労移行支援	主に一般就労を目指す障害者を対象に、職業スキルを高めるサービスを提供。	
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な者を対象に、雇用契約を結んで最低賃金を保証しつつ就労支援を受けるサービスを提供。	利用期限は設定されていません。
就労継続支援（B型）	一般就労が困難な者などを対象に、雇用契約を結ばず就労支援を受けるサービスを提供。	利用期限は設定されてませんが、卒業進路として利用するためには、就労アセスメントが必要です。
地域活動支援センター（作業所・重心デイ）	作業所・・・創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うサービス。 重心デイ・・・在宅の重度心身障害者等のうち、日常生活訓練、機能訓練、養護等を行うことにより、重度心身障害者等の生活援助、介護者の負担の軽減等を目的とするサービス。	障害福祉サービス事業所を希望したが、利用できなかった方の受け皿的な役割を持っています。そのため、第一希望として申請することや地域活動支援センターのみを希望することは極力避けてください。 ※原則在住市町村外の作業所については、利用できません。

●入所系サービス

サービス名称	概要	備考
施設入所支援	主に夜間において常時介護が必要な人向けのサービス。食事の提供や入浴介助等のサービスを提供。	原則として支援区分「4」以上であることが条件です。
共同生活援助（グループホーム）	主に夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助等のサービスを提供。	支援区分の認定が必要な事業所を利用する場合は、障害支援区分の認定を受ける必要があります。

4 障害福祉サービス利用申込みの主な手続き ①通所施設等

●生活介護、就労移行支援、就労継続A型、就労継続B型等

前年度	○利用予定者は希望する施設の見学や就業体験等をサービス利用申請までに行っておく。
4月	○相談支援事業所または生活支援センター、市役所障害福祉課へ連絡・相談 →利用者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。市町村障害福祉課や相談支援事業所の各担当者と繋がりができ、進路選択の際の大切な情報を得ることができる。
5月	
6月	※就労継続B型を希望する場合、「就労アセスメント」を実施する必要があります。詳しくは市町村の福祉課へお尋ねください。
7月	
8月	○学校が8月31日までに、利用希望の見込みについて各事業所に連絡する。
9月	○サービス利用申請（各市町村、9月1日～11月6日） →申請者は、障害福祉サービスの利用申請書を市町村に提出する。 ○障害支援区分の認定
10月	→申請者に対して、心身の状況、介護者の状況、サービス利用の意向等の調査を行う。
11月	
12月	○各事業所では市町村から提出された申請書により、利用優先順位を決定する。 ○事業所から利用希望者名簿最上位者のいる市町村に対して、随時連絡が行われる。 ○市町村は保護者へ連絡をし、保護者は利用する事業所を決定する。
1月	○「サービス等利用計画案」の作成 →利用の決定後、「サービス等利用計画案」を作成。相談支援事業所の担当者が行う。
2月	(学校や学園にて、個別の移行支援会議) 保護者は施設の利用開始日を事業所と相談。相談支援事業所において「サービス等利用計画案」を作成後、市町村が「障害福祉サービス受給者証」を発行する。利用者と事業所で利用契約を結び、施設利用を開始する。
3月	

4 障害福祉サービス利用申込みの主な手続き ②入所施設等

●施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）等

前年度	○利用予定者は希望する施設の見学や就業体験等をサービス利用申請までに行っておく。
4月	○相談支援事業所または生活支援センター、市役所障害福祉課へ連絡・相談 →利用者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。市町村障害福祉課や相談支援事業所の各担当者との繋がりができ、進路選択の際の大切な情報を得ることができる。
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	○入所希望申請（市町村により異なるが、概ね9月～11月） →申請者は、申請書を市に提出。市は群馬県障害者施設入所調整委員会あてに提出する。 ○障害支援区分の認定（施設入所支援、共同生活援助の施設を希望する場合）
10月	→申請者に対して、心身の状況、介護者の状況、サービス利用の意向等の調査を行う。
11月	
12月	○入所調整委員会での利用順位の決定 →各市町村から提出された申請書により、一括して抽選を行い、利用優先順位を決定する。 ○各事業所では市町村から提出された申請書により、抽選して、利用優先順位を決定する。
1月	○「サービス等利用計画案」の作成 →利用の決定後、「サービス等利用計画案」を作成。相談支援事業所の担当者が行う。
2月	（学校や学園にて、個別の移行支援会議） 事業所から利用希望者名簿最上位者のいる市町村に対して、随時連絡が行われる。
3月	市町村は保護者へ連絡をし、保護者は施設の利用開始日を事業所と相談。相談支援事業所において「サービス等利用計画案」を作成後、市町村が「障害福祉サービス受給者証」を発行。利用者と事業所で利用契約を結び、施設利用を開始する。

6 高等部卒業生の進路状況

【令和元年度】

進路先（所在地）	人数	サービス種別
よろず屋寒春（前橋市）	1	就労移行
えるも（前橋市）	3	生活介護
光明園（前橋市）	2	生活介護
アシスト前橋（前橋市）	1	生活介護
マザーリーフ（高崎市）	1	就労継続支援B型
R I R I（伊勢崎市）	1	就労継続支援B型
ブルーオーシャン（伊勢崎市）	2	就労継続支援B型
リズム＆ブルース（伊勢崎市）	1	生活介護
北関東三喜（伊勢崎市）	1	一般就労
株式会社ブルースカイワン（伊勢崎市）	2	一般就労（特例子会社）
リヤンド太田（太田市）	1	就労移行

【平成30年度】

進路先（所在地）	人数	サービス種別
光明園（前橋市）	1	生活介護
すずしろ（前橋市）	1	生活介護
はるな郷（高崎市）	1	入所支援
けやき（桐生市）	1	就労継続支援B型
つつじヶ丘学園みたけ寮（桐生市）	1	入所支援
ビリーブ（伊勢崎市）	1	生活介護
リズム＆ブルース（伊勢崎市）	2	生活介護
はこべら（渋川市）	1	就労継続支援B型
陽光園（邑楽町）	1	生活介護

* 進路先については、卒業時点でのものです。